

平成22年(フ)第8700号  
破産者 株式会社エフオーアイ

### 第3回債権者集会における破産管財人の報告書

平成23年12月14日

東京地方裁判所民事第20部 御中

破産管財人 弁護士 松田 耕治



破産管財人代理 弁護士 朝田 規与至



同 鈴木 規央



同 森田 豪丈



同 萩原 佳孝



#### 第1 破産管財人が第2回債権者集会以降に行った業務<sup>1</sup>

##### 1 資産の換価

##### (1) (6 税金還付)

平成23年3月期の消費税の還付金1024万5387円(内還付加算金3万3600円)を受領した。

##### (2) (12 銀行口座利息)

管財人口座預金利息として12万0150円を受領した。

##### (3) (15 役員等損害賠償金)<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 本報告書は平成23年6月1日から同年12月7日までの期間を対象とする。

<sup>2</sup> 破産者の奥村裕・前代表取締役社長、上嶋正和・前代表取締役専務、XXXXXXXXXX・前取締役については、同人らの取締役としての任務懈怠を理由に、平成22年10月28日付けで破産者に対する同人らの損害賠償債務額を17億3018万3302円と査定する旨の裁判所の決定を得ていた。

同人らは、損害賠償義務を負うことは争わないとしつつ、弁済の原資となる金員が手元にないことを理由に、短期間に多額の金員を弁済することは困難であるとの認識を示した。そこで、当職は、同人らに対し、毎月可能な金額を分割で破産財団に組み入れるよう求めたところ、奥村及び上嶋は、収入がないことを理由にこれに応じなかったが、XXXXXXXXXXは、平成23年8月以降毎月末日限り8万円(ボーナス時は20万円を加算)を破産手続終結まで支払うことを申し出たため、同人の収入、支出、資産、負債、同人らが被害株主からも集団訴訟を提起され敗訴する可能性があることなど諸般の事情を総合的に勘案した結果、裁

■■■■・前取締役から、取締役としての任務懈怠による損害賠償金の一部として32万円（月額8万円×4か月分《平成23年8月～11月》）<sup>3</sup>を受領した。

(4) (16 仮処分供託還付金)

奥村の自宅不動産<sup>4</sup>に対する仮差押命令（横浜地方裁判所平成22年（ヨ）第436号）の発令時に供託した担保金につき、担保取消手続を経て、平成23年6月23日に660万1188円（利息1188円を含む）の還付を受けた。

(5) (17 不当利得返還金)

■■■■株式会社<sup>5</sup>から不当利得返還金として60万円（月額10万円×6か月分《平成23年6月～11月》）を受領した。

2 財団債権の支払い

(1) (6 銀行振込手数料)

平成23年6月に実施した中間配当（後記3で詳述する。）に係る銀行振込手数料として、394万9890円を支払った。

(2) (9 通信費)

通信費（ただし、中間配当に関する費用を除く。中間配当に関する費用は後記（6）（23 配当費用）に含めた。）として2万7363円を支出した。

(3) (10 交通費)

交通費として390円を支出した。

(4) (18 ソフトウェア使用料)

管財業務に必要なソフトウェアの使用料として5250円を支払った。

(5) (19 訴訟費用)

破産者の会計監査人及び監査役に対する損害賠償請求訴訟に関する費用として1975円を支出した。

---

判所の許可を得て、当該条件で和解契約を締結した。

奥村及び上島に対する損害賠償債権の回収については引き続き検討中である。なお、奥村及び上島は、金融商品取引法違反（有価証券届出書の虚偽記載、偽計取引）の被疑事実で起訴され（さいたま地方裁判所平成22年（わ）第1458号、同第1551号）、平成23年11月1日の第7回公判期日において、検察側は奥村に対し懲役5年を、上島に対し懲役4年を、それぞれ求刑した。弁護側は同年12月7日の第8回公判期日において最終弁論し、同公判は結審した。判決は平成24年2月29日（水）に言い渡される予定である。

<sup>3</sup> 11月分の8万円の入金日は12月1日であった。

<sup>4</sup> 奥村が破産者の破産手続開始申立直前である平成22年5月19日に自宅不動産を株式会社■■■■に売却した件（横浜地方裁判所平成22年（ワ）第4857号詐害行為取消請求事件）については、裁判所の許可を得て、同社が当職に対し和解金900万円を支払う内容で和解し、平成23年5月19日、上記和解金を受領した。

<sup>5</sup> ■■■■は破産者の平成20年3月期の粉飾に協力した取引先である。当職は、同社との間で、同社が不当利得金3249万3800円の返還義務を負うことを前提に、平成23年6月から3年間、月額10万円を破産財団に支払い、支払いが滞ることなく支払済総額が360万円に達したときは残額を免除する内容で、裁判所の許可を得て和解契約を締結した。平成23年6月から平成26年5月まで、毎月末日限り、■■■■から10万円が破産財団に入金される予定である。

(6) (23 配当費用)

平成23年6月に実施した中間配当に関する費用の一部として400万2529円を支出した。

3 中間配当の実施

配当金総額を18億1561万4838円、配当率を確定債権額の8%とする中間配当を実施した<sup>6</sup>。

すなわち、平成23年6月30日、各破産債権者に配当金を振り込み、同年12月7日までに、9262名の破産債権者のうち9255名に対する配当金の送金が完了した(送金済合計額18億1522万9719円)。同日現在、配当金送金未了の破産債権者は7名、金額は38万5119円である。

第3 破産手続開始決定後に係属した訴訟について

1 監査役に対する損害賠償請求訴訟(横浜地方裁判所平成22年(ワ)第5110号)

本訴訟は、破産者の監査役ら3名( [REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] )を被告として、監査役の善管注意義務違反(会社法第423条第1項)に基づき、破産者が被った損害の内金1億円の損害賠償を請求している事案である。

第2回債権者集会以降、平成23年7月15日に第5回口頭弁論期日が開催され、同年9月16日、同年11月7日に第1回及び第2回弁論準備期日がそれぞれ開催されたが、被告らは、当職の請求に対し、被告らが実施した破産者の監査について、監査役としての善管注意義務違反はなかったと主張し、これを全面的に争っている。

平成24年1月27日に次回第3回弁論準備期日が開催される予定である。

2 会計監査人に対する損害賠償請求訴訟(横浜地方裁判所平成22年(ワ)第4979号)

本訴訟は、平成16年3月期から同22年3月期にかけて破産者の財務諸表等の監査を行った破産者の会計監査人ら4名( [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] )を被告として、会計監査人の善管注意義務違反(会社法423条1項)に基づき、破産者が被った損害の内金5億円の損害賠償を請求している事案である。

第2回債権者集会以降、平成23年7月15日に第4回口頭弁論期日が開催され、同年9月16日、同年11月7日に第1回及び第2回弁論準備期日がそれぞれ開催された。この間、当事者双方から準備書面が提出されたが、被告らは、当職の請求に対し、被告らが実施した破産者の会計監査について、会計監査人としての善管注意義務違反はなかったと主張し、これを全面的に争っている。

<sup>6</sup> 平成23年3月23日付けで裁判所の許可を得た上で、同年5月13日に、配当額を記載した中間配当通知書及び振込送金依頼書を各破産債権者に一斉に発送していた。

平成24年1月27日に次回第3回弁論準備期日が開催される予定である。

第4 破産財団の状況

別紙収支計算書記載のとおり

平成23年12月7日時点の残高 2億2782万9642円

第5 現時点で未払の財団債権及び優先的破産債権

未払の財団債権及び優先的破産債権は存在しない。

今後も破産債権の配当に影響を与えるような財団債権及び優先的破産債権は、破産管財人報酬や専門家アドバイザー報酬を除いては発生しない見込みである。

第6 届出債権（平成23年12月7日現在）

9262名 226億9518万3997円

全て一般破産債権であり、別除権付債権は存在しない。

第7 今後の管財業務

1 今後の管財業務

残された主な業務としては、第3記載の責任追及訴訟（損害賠償請求訴訟）があるのみである。責任追及訴訟に要する期間は現時点では未定である。

2 最後配当の見込み

最後配当は、上記責任追及訴訟の終結までは実施できず、その時期は未定である。

配当率については、今後の管財業務の遂行による破産財団の増減（監査役訴訟・公認会計士訴訟に勝訴して賠償金を回収した場合など）、確定債権総額の増減などにより変動する。仮にこうした増減が生じないものと仮定した場合、最後配当の原資は約1億8000万円となり、配当率は0.8%前後となる見込みである。

第8 添付資料

収支計算書

以上

## 収支計算書

(平成22年6月1日～平成23年12月7日)

破産管財人 弁護士 松田耕治  
単位：円

収入の部			支出の部		
番号	摘要	金額	番号	摘要	金額
1	引継現金	11,808,426	1	従業員給与	31,074,202
2	銀行口座解約	3,390,358	2	元従業員補助者手当	51,409,375
3	売掛金回収	2,979,365	3	専門家アドバイザー報酬	92,433,234
4	固定資産・棚卸資産処分	44,973,011	4	公租公課支払い	81,723,752
5	事業譲渡代金	75,000,000	5	証券代行手数料	4,283,574
6	税金還付	2,283,837,940	6	銀行振込手数料	4,400,774
7	社会保険料還付金	328,787	7	警備料	386,484
8	社宅火災保険解約返戻金	795,350	8	水道光熱費	12,698,551
9	敷金返戻金	1,509,355	9	通信費	2,543,012
10	社宅原状回復従業員負担分入金	360,597	10	交通費	1,024,350
11	信用金庫出資金配当金	3,540	11	特許料	1,347,501
12	銀行口座利息	185,675	12	家賃	1,856,055
13	自動販売機手数料	33,370	13	原状回復費用	504,689
14	子会社残余財産分配金	20,250,095	14	仮処分担保供託金	6,600,000
15	役員等損害賠償金	11,570,000	15	機械装置搬出費用	554,905
16	仮処分供託還付金	6,601,188	16	産業廃棄物処理費用	4,878,291
17	不当利得返還金	600,000	17	清掃代	37,201
18	その他	94,688	18	ソフトウェア使用料	130,410
			19	訴訟費用	2,135,150
			20	倉庫保管料	3,000,000
			21	借入金利息	8,957,586
			22	ロイヤリティー	4,500,000
			23	配当費用	4,668,888
			24	配当金	1,815,344,119
			25	破産管財人報酬	100,000,000
	合計	2,464,321,745		合計	2,236,492,103

差引残高

227,829,642